

大手前まちづくり交流館（仮称）

大手前広場（仮称）

管理運営実施計画



平成30年3月

佐伯市

目 次

はじめに

1. 管理運営実施計画策定の位置づけ 1
2. 第2次佐伯市総合計画における位置づけ 3

I. 基本方針

1. 管理運営基本計画の確認 5
2. 文化的コモンズの形成 6
3. 大手前まちづくり交流館(仮称)の目標値 7
4. 中長期構想 8

II. 事業計画

1. 実施方針 9
2. 自主事業計画 10
3. 貸館事業計画 18

III. 運営組織計画

1. 運営主体の検討 19
2. 組織体制の検討 19
3. 市民参画・協働の検討 21

IV. 施設運営計画

1. 実施方針 24
2. 利用規則 24
3. 施設使用料 27

V. 施設維持管理計画

1. 実施方針 30
2. 施設管理 30
3. 安全管理 31
4. 非常事態への危機管理 31
5. 中長期修繕計画 32

VI. 収支計画	
1. 実施方針	33
2. 収入の想定	33
3. 事業費の想定	34
4. 維持管理費の想定	34
VII. 広報宣伝計画	
1. 広報宣伝の検討	35
2. 愛称、ロゴタイプの募集	36
VIII. 事業評価	
1. 実施方針	36

はじめに

1. 管理運営実施計画策定の位置づけ

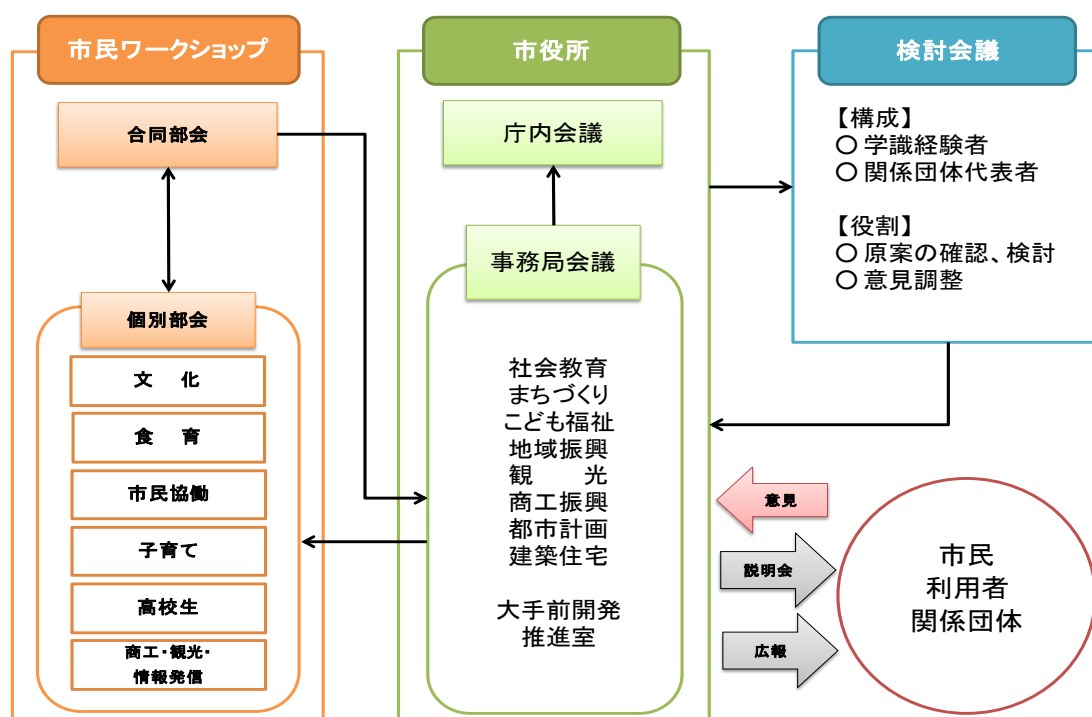
大手前まちづくり交流館（仮称）及び大手前広場（仮称）（以下これらを「本施設」という。）は、平成 25 年 10 月に発足した「市民会議・高校生部会」、「大手前開発基本計画協議会」からの提案を受けて策定された大手前開発基本計画の目標『にぎわいの創出と市民活動の活性化』を達成するための中心的な施設として整備されるものであり、平成 28 年 2 月には、プロポーザル方式による設計者の選定によって選定された（株）久米設計九州支社が基本設計を行い、平成 29 年 9 月に実施設計を完了しました。

一方、本施設完成後の管理運営については、大手前開発基本計画を策定する際にいただいたアイデアや基本設計を作成する際に行った利用者への諸室ヒアリングでの声に専門家等の助言を加え、「基本方針」「事業計画」「組織計画」「収支計画」などの項目について、平成 28 年 12 月に管理運営基本計画を策定しました。

この度策定する管理運営実施計画は、管理運営基本計画の内容をより具体的なものとしてまとめたものであり、今後の管理運営の実施方針となるものとして位置づけます。

なお、策定に当たっては、市民ワークショップを開催し、施設概要に基づいた利用方法、事業内容、施設運営に対する市民のみなさんの「みたい」「やりたい」「やってほしい」といった声を反映した原案を作成し、専門家等で構成する検討会議によるブラッシュアップを行っています。

【管理運営実施計画策定検討体制図】



【大手前開発事業における管理運営実施計画の位置づけ】

年度	施設整備	管理運営	市民参画・ソフト事業
H25 (2013)	市民会議・高校生部会発足、大手前開発基本計画協議会の設置 ⇒ 大手前開発基本計画提案書を市へ提出 提案書は、「佐伯市民で考えた未来のかたちを大手前地区に残し、再び賑わいと市民活動が生まれること」を目的としている。		
H26 (2014)			
H27 (2015)	大手前開発基本計画 ・大手前地区の将来ビジョン ・機能配置の考え方 ・主な導入施設の考え方 ・計画区域 ・事業の進め方		
H28 (2016)	基本設計 ・全体計画の検討、決定 ・施設規模、諸室配置 ・設備の選択 ・概算工事費の算出	管理運営基本計画 ・基本理念 ・基本方針	市民意見聴取 ・各種説明会 ・諸室ヒアリング ・アンケート調査 ・ワークショップ
	実施設計 ・意匠 ・図面作成 ・経費積算 発注準備	管理運営実施計画 ・事業計画 ・運営組織計画 ・施設運営計画	市民参画組織の設置 イベント実施
H29 (2017)			
H30 (2018)		設置条例制定 開館準備業務	広報・宣伝 ・施設愛称募集 ・施設ロゴマーク募集
2019	建設工事		
2020	(竣工後) 開館準備業務 ・備品受入、管理 ・職員研修（運営シミュレーション）		
	運営開始		開館記念事業

2. 第2次佐伯市総合計画における位置づけ

佐伯市の最上位計画である総合計画については、現在、第2次計画を策定しているところです。この総合計画は、【さいき創生に向けた基本政策】として、各分野を横断する施策については、分野での取組に限定されることなく、全般的に取り組むこととし、「今こそ、市民一丸となり、さいき創生の夢を実現させよう」という新たな佐伯市の航海図となるものです。

本施設は、さいき7つの創生（基本政策）のうち、次の5つの政策に位置づけられており、本市が抱える課題の解消や『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を実現する役割の一翼を担っています。そのため、本市施設の管理運営においては、これらを踏まえた事業推進が重要となります。

【第2次佐伯市総合計画（案）抜粋】

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生【生活基盤】

中心市街地の活性化

- ・大手前まちづくり交流館（仮称）等の整備及び活用促進

【主な取組】

ア 中心市街地活性化計画に基づく取組

（ア）大手前周辺地域の取組

- a 大手前まちづくり交流館（仮称）の整備
- b 大手前広場（仮称）の整備
- c 周辺の道路、駐車場、駐輪場の整備
- d 城下町観光交流館や歴史資料館、大手前情報発信館等の既存施設と大手前まちづくり交流館（仮称）との連携により、大手前周辺地域の総合的な「人の流れ」をつくる事業の実施
- e 大手前広場（仮称）等大手前まちづくり交流館（仮称）周辺の広場を活用した人が集うイベント等の実施

3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生【保健医療福祉】

子どもたちが健やかに育つまちづくり

- ・保育所の施設整備や保育士の確保など、子育て世代の負担軽減の推進

【主な取組】

ウ 子育て支援の取組

- （ウ）大手前まちづくり交流館（仮称）における事業の実施

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生【教育文化】

市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

○大手前まちづくり交流館（仮称）を核とした文化芸術活動の促進

【主な取組】

ア 大手前まちづくり交流館（仮称）を核とした文化芸術の振興

（ア）良質な文化芸術に触れる機会の提供と文化芸術活動への支援

（イ）子どもが文化芸術に出会う環境の整備と感受性豊かな人間性の育成

5 地域資源をいかした産業と観光の創生【産業振興】

観光産業の振興

○総合運動公園や大手前まちづくり交流館（仮称）を活用した合宿や大会の誘致など、スポーツ・文化ツーリズムの推進

【主な取組】

エ スポーツ・文化ツーリズムの充実

（イ）大手前まちづくり交流館（仮称）等を活用した大学生等の文化サークル等の合宿誘致

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生【まちづくり】

市民協働のまちづくり

○まちづくり団体等の活動拠点としての大手前まちづくり交流館（仮称）の充実

【主な取組】

ア まちづくり団体の充実

（ウ）大手前まちづくり交流館（仮称）等を活用したまちづくり団体による活動の充実・活発化に向けた取組

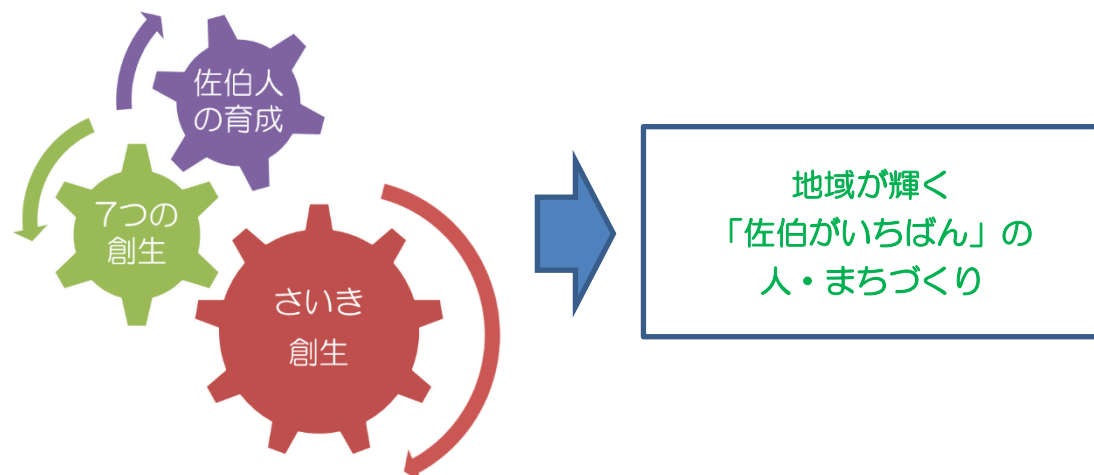
食のまちづくり

○大手前まちづくり交流館（仮称）を活動拠点とした食育活動の展開

【主な取組】

ア 食育事業の推進

（イ）大手前まちづくり交流館（仮称）における事業計画等の構築と実践



I. 基本方針

1. 管理運営基本計画の確認

(1) 管理運営基本方針

平成28年12月に策定した管理運営基本計画において、次のとおりの管理運営方針の基本的な考え方を定めました。

市民に愛されるまちづくりの拠点

- ・施設運営における市民ボランティア（サポーター）、事業の検討や運営を行う運営委員会の設置など、様々な形態での市民参画の機会を創出し、開かれた施設運営を行うことで、人が人を呼ぶ「まちづくり」の拠点施設を目指します。

芸術文化創造・市民活動の拠点

- ・演劇、音楽、美術等の文化芸術活動のほか、食育、子育て、まちづくり等、様々な市民活動の拠点としての施設運営を行います。

佐伯市全域を対象とした事業展開と中心市街地の活性化

- ・九州一広い面積を持つ本市のみなさんが、居住地に関わらず本施設の事業等が楽しめるよう、各地域へ出向いた事業を展開します。また、市民の「ハレの場」となる事業（発表の機会等）を集積することで、にぎわいの創出を図ります。

誰にでもやさしい施設運営

- ・施設整備のユニバーサルデザイン化だけでなく、施設管理や事業運営においてもわかりやすく親しみやすい運用を行うことで、誰もが利用しやすく集まりやすい施設運営を行います。

(2) 本施設の役割・設置目的

○大手前まちづくり交流館（仮称）

『人々の活動を支え・高め・広げる 複合施設』

中心市街地におけるにぎわいの創出を図るため、市民の交流の促進及び情報発信並びに市民活動の拠点となる機能を有する複合施設として設置します

○ 大手前広場（仮称）

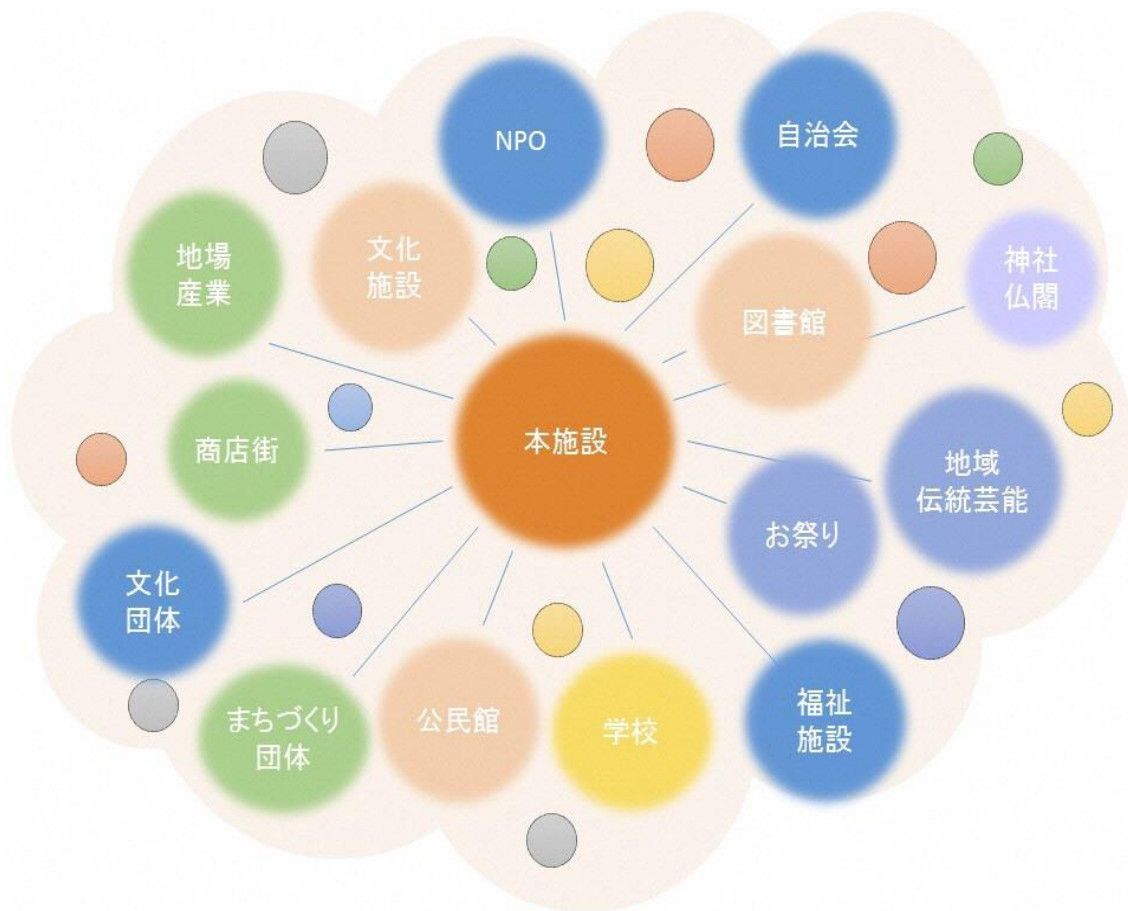
『ハレ（非日常）とケ（日常）で親しみがわく広場』

大手前まちづくり交流館（仮称）と一体的に活用できる広場は、様々な活動やイベントに対応できる「にぎやかな広場」、休憩や飲食ができる「落ちつける広場」とし、様々な活動をとおしてにぎわいや憩いを創出する施設として設置します。

2. 文化的コモンズの形成

本施設は文化的コモンズ※¹ 形成の中核施設としての役割を担うことを目指します。「つながりを求めて人々が集まれる場所」として、地域の多様な営みを共有し、分かち合える場となり、市内のあらゆる人々や地域資源を結び付けるネットワークを形成します。

文化的コモンズを形成することで地域の活力を生み出し、地域資源を活用した新たな魅力を創出し、佐伯市全域の活性化を目指します。



※¹ **文化的コモンズ** 英語のコモン (common) という言葉には、「共通の、公の、公共の」といった形容詞としての意味があり、複数形のコモンズ (commons) は、「共有地、公共緑地 (広場・公園など)」といった意味の名詞でもあります。日本では、地域の共同体が、薪炭・用材・肥料用の落葉を採取するために総有する山林や原野などの土地を「入会地」と呼び、これが英語の commons に相当します。地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体を「文化的コモンズ」と表しています。(財団法人地域創造「災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究 ―文化的コモンズの形成に向けて―」(平成 26 年 3 月) より)

3. 大手前まちづくり交流館（仮称）の年間目標値

大手前まちづくり交流館（仮称）の各諸室の稼働率と利用者数の年間目標を以下のとおり設定します。

諸 室	目標稼働率 (%)	目標利用者数 (人)
市民交流室 (スタジオ・会議室・実習室)	85	76,000
食育活動支援室	100	24,000
子育て支援室	100	12,000
市民協働センター	100	7,000
多目的ホール（大）	50	62,000
多目的ホール（小）	70	22,000
合 計	—	203,000

※アートプラザ（芸術、美術作品展示等による誘客・高校生等の勉強・待合利用など）の来館者は目標利用者数に含んでいませんが、市民のサードプレイスとしていつも人々でにぎわっている施設を目指します。

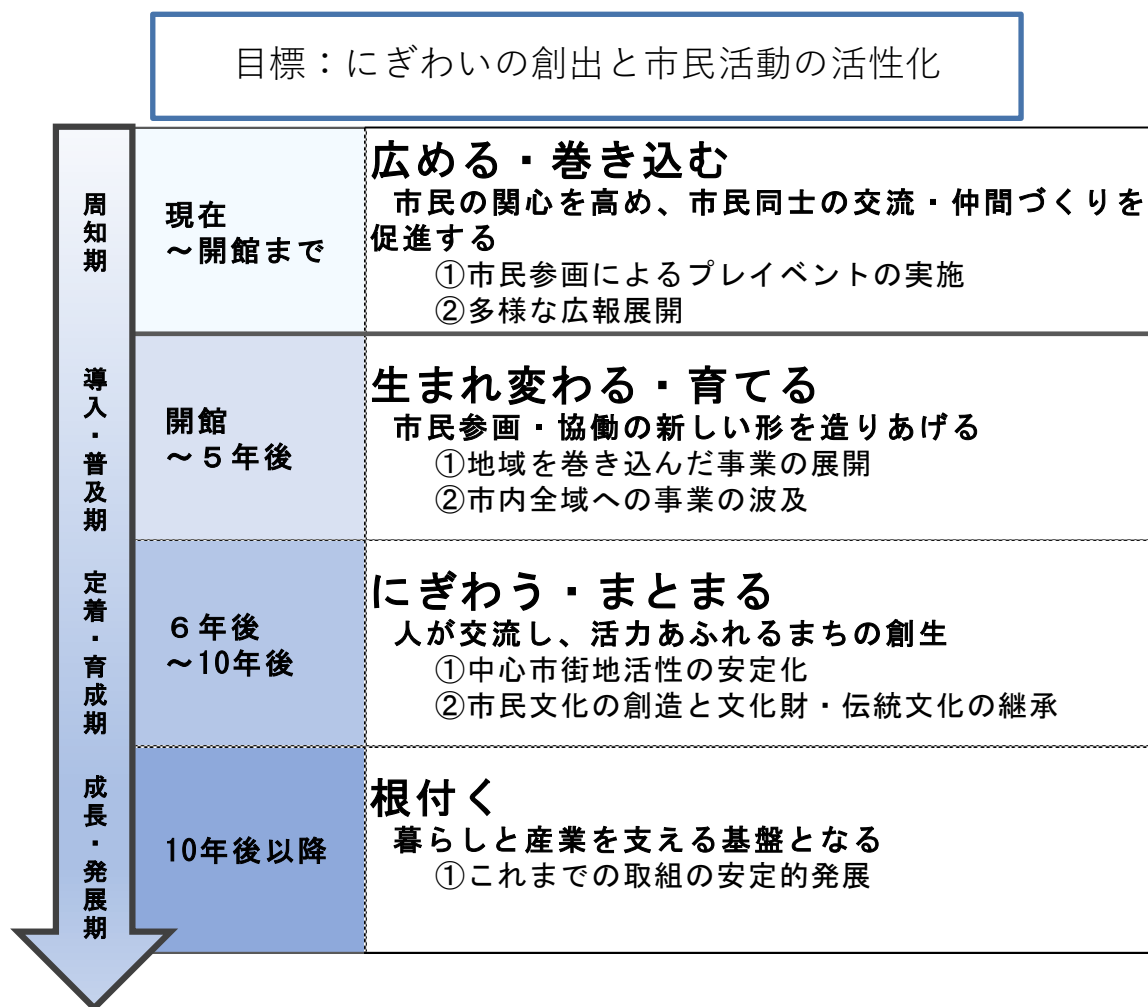


4. 中長期構想

現在から開館後 10 年以降を 4 つの期に分け、中長期にわたっての目標及び方策を策定します。

開館前から、多くの佐伯市民に本施設への興味・関心を高める機会を設け、多様な媒体を通じて広く周知を図ることで市民同士の交流を促進し、仲間づくりを広げます。

開館後は、市民参画・協働の新しい形をつくりあげることで、市民・地域を巻き込んだ広がりのある事業を展開します。それにより、人が交流し活力あふれるまちを創出し、市民の暮らしと産業を支える基盤となることを目指します。



Ⅱ．事業計画

1．実施方針

管理運営基本計画にて設定した事業計画の基本的な考え方を踏まえ、本施設における事業全体の実施方針を次のとおり設定します。

多様な交流・協力機会の創出

- ・ 世代を超えた交流機会
 - ・ 幅広い人々が参加できるよう、多種多様な事業を行います。
 - ・ 誰もが気軽に立ち寄りたくなる仕掛けを施設内に作り、人々が交流するきっかけを生み出します。
- ・ 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり
 - ・ あらゆる世代、立場の市民がお互いに理解、協力し合う事業を行います。

地域の文化的資源の活用

- ・ 市民の「やってみたい」を応援
 - ・ 市民活動と連携した事業を行います。
 - ・ あらゆる学び、体験の機会を提供することで、市民活動のすそ野を広げます。
- ・ まちの魅力を伝える
 - ・ 地域の魅力を活かした事業を行います。
 - ・ 佐伯市が持つ文化、伝統、自然、人材といった地域資源を活用した事業を展開します。
 - ・ 次世代を担う子どもたちへまちの魅力を伝え、本施設を拠点に継続的な活動が行える環境を整えます。
 - ・ 佐伯市ならではの、本施設ならではの事業を行い、市民がまちに対する愛着を抱くきっかけをつくり出します。

施設から市全域に広がる事業展開

- ・ 事業を届ける
 - ・ 日常的に来館することが難しい方々に向けて、出前事業や情報提供を行います。
 - ・ 来館したことがない方にも参加しやすい事業を行い、興味、関心を深めます。
- ・ 市民と連携する
 - ・ 市民活動との連携を図り、施設の設置目的や活動を市全体へ広めます。
 - ・ 市民の意見を取り入れ、事業展開に反映させます。

複合施設の特性を活かした事業展開

- ・ 多角的な事業
 - ・ 複数の諸室や機能にまたがった連携事業を行います。
 - ・ 佐伯市の文化を活かした事業により市内外から人が集う仕組みをつくり、周辺施設を巻き込んでにぎわいを生み出します。

2. 自主事業計画

(1) 事業の展開

① 自主事業のコンセプト

本施設は、大手前開発基本計画の計画目標である「にぎわいの創出と市民活動の活性化」の実現に向けた自主事業を展開します。



※2 **アウトリーチ活動** 普段、芸術文化等に触れる機会の少ない人々へ向けて、学校や福祉施設などその生活の場へ訪問して実施する出前事業のこと。

②事業の実施区分

本施設における自主事業は以下の区分で実施していきます。

【自主事業区分と内容】

区 分	内 容
鑑賞事業	優れた芸術作品や各種公演の鑑賞機会を提供する事業
普及・育成事業	多種多様なワークショップに併せて、アウトリーチ活動を行うことで、各種活動の普及と次世代を担う人材及びそれらを支える人材を育成する事業
参加・交流事業	市民参加によるフェスティバルや国際交流イベントの開催といった参加・交流事業
地域・発信事業	地域に根差した伝統芸能を活用するなど、地域の魅力を発信する事業
にぎわい創出事業	周辺商業施設等と連携したイベント等、まちづくりの拠点としての役割を担い中心市街地をはじめとするまちのにぎわいにつなげる事業
市民自主事業	市民が自ら企画立案し実施まで行う事業
市民提案事業	市民からの提案要望に基づき実施する事業

自主事業には大きく分けて運営主体が実施する主催事業と、運営主体が他と協力して実施する共催事業があります。本施設においては、主催事業を佐伯市が推進し、市が実施すべき事業として鑑賞事業を中心に企画運営を行います。

共催事業は、市民参画・協働組織と連携し、市民参画・協働により鑑賞事業以外の事業を中心に実施します。

自主事業	事業の目的	推進主体	主な事業区分
主催事業	市の文化や市民の心の充足のために、佐伯市として必要な事業を行うこと。	佐伯市	鑑賞事業
共催事業	佐伯市と市民が協力して、魅力的な事業を行うこと。	市民参画・協働組織	鑑賞事業以外

(2) プレイベント

①プレイベントの実施方針

施設に対する関心や期待感を育てる

- ・ **施設を身近に感じられる機会**
 - ・ 誰もが楽しめる事業を実施することで、事業への気軽な参加や参加者同士の交流を促します。
 - ・ 佐伯文化会館閉館セレモニーを兼ねた鑑賞型事業を行います。
 - ・ 市民の発表の機会を設け、開館後の本施設の利用につなげます。
- ・ **周辺地域からの興味関心を高める**
 - ・ 佐伯市の文化を活用し、市内外へ向けてまちの魅力をアピールします。

大手前開発事業の周知

- ・ **情報の発信**
 - ・ 市内全域を対象とした出前事業を行い、事業に対する取組を周知します。
 - ・ あらゆる媒体を用いて、市内外へ最新の事業進捗状況を発信します。

開館後の利用者の育成

- ・ **開館後の市民活動へのつながり**
 - ・ 市内の各種活動団体と連携することで、既存の地域団体や個人の活動の活性化を図ります。
 - ・ 市民に学び・体験の場を提供し、開館記念式典での発表をはじめとする市民活動へつなげます。
- ・ **まちのにぎわいを生み出すステップ**
 - ・ 参加者が佐伯市ならではの魅力を再確認できる事業を行い、開館後の本施設の活用イメージを広げます。

市民参画・協働の推進

- ・ **市民の発掘・育成**
 - ・ 市内の様々な情報を集約したデータベースを作成し、その活用に取り組みます。
 - ・ 市民参画のきっかけや人材育成の起点となる事業を行います。

事業実施における課題の把握と解消

- ・ **事業評価の実施**
 - ・ 施設運営や事業の企画、運営、広報における課題を把握し、改善を重ねながら開館記念事業へつなげます。

②実施内容

プレイベントの実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

新しい仲間の発見とつながり ～体験こそ仲間づくり～

1. 誰もが楽しみ、気軽に参加できる交流会や、佐伯の文化を活用した鑑賞会等を開催します。
例) 交流館建設予定地での建築現場見学会
佐伯市まちづくりセンター「よろうや仲町」など既存施設での市民交流会
佐伯文化会館を活用した芸術鑑賞会や発表会
佐伯文化会館閉館セレモニー など
2. 各種アウトリーチや体験会、市民説明会等を実施します。
例) 各小学校へ訪問して行う音楽ワークショップ
弥生文化会館や各地の公民館などを利用した説明会、上映会 など
3. 佐伯市内の各種団体と連携し、関係者同士が情報交換できる場を設けます。
例) 周辺子育て福祉施設との情報交換会
食のまちづくり交流懇話会 など
4. 佐伯の文化を活用したワークショップや講座、またその発表の機会等を提供します。
例) 佐伯食材を用いた料理教室、みそづくり講習会
佐伯市文化芸術フェスティバル など
5. 開館に向けた環境整備を、市民と協働しながら進めます。
例) カテゴリー別の講師や活動団体等のデータベースの作成
舞台技術サポーター養成ワークショップ
広場の芝生植え、キッズスペース用木製おもちゃづくりワークショップ など
6. 事業の実施後には都度振り返りを行うことで適切な事業評価を行い、把握した課題に対する改善を重ねることで、開館後の事業計画に役立てます。

(3) 開館記念事業

①開館記念事業の実施方針

市民と共に交流館の開館を祝う

- ・ **新たな施設のお披露目**
 - ・ プレイベントからのつながりを考慮した市民参加企画として、すべての市民にとって「ハレの日」となる市民総参加の式典やイベントを行います。
- ・ **時期に応じた周年事業**
 - ・ 1年、5年、10年など周年事業も開館記念事業の延長として捉え、誰もが気軽に参加し本施設への関心を高められる各種事業を開催します。

新たな施設の完成を広く発信

- ・ **交流館のアピール**
 - ・ 佐伯市出身の著名人や広く注目を集めるアーティストなどを招き、ハイレベルな鑑賞事業やワークショップ等を開催することで、市内外から多くの来館者を集めます。
- ・ **まちの魅力の発信**
 - ・ 佐伯市の持つ地域資源を有効に活用し、市民が身近な文化に改めて親しむ機会を生み出します。
 - ・ 様々な手段や媒体を用いた宣伝を行い、本施設を含むまちの魅力を広く発信します。

施設利用の促進

- ・ **施設の活用方法の紹介**
 - ・ 複数の諸室や機能にまたがった連携事業を行いながら、諸室の様々な活用方法を紹介することで、更なる施設利用を促します。
 - ・ 施設が市民の学びや体験、発表の場となり、市民一人ひとりの力を発揮できる舞台となります。
- ・ **新たな施設利用者の獲得**
 - ・ 佐伯市外の住民をはじめ、既に佐伯を離れたり、これから離れていったりする人々が、まちに愛着を持ち、また訪れたいと感じるきっかけを生み出します。

②実施内容

開館記念事業の実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

佐伯 Big Bang！ ～^み観せる・^み味せる・^み魅せる～

1. すべての市民を対象とした、市民参加型の式典や発表会等を開催します。
例) 交流館開館記念式典
佐伯市民ミュージカル公演
開館前から続く取組や市民活動の発表会 など
2. ハイレベルな鑑賞事業や、プロの指導によるワークショップ等を実施します。
例) 多目的ホールでのオーケストラコンサート
キッチンコートを利用したプロによる料理セミナー など
3. 周辺地域を巻き込んだイベントを交流館や広場を拠点として開催します。
例) 佐伯の食文化と連携したスポーツイベント
食のまち佐伯「大収穫祭」 など
4. 市内外の人々へ、交流館の活用方法を紹介できる館内連携事業を行います。
例) 子育て支援室と多目的ホール、大手前広場が連携することも運動会
交流館全館を活用した佐伯市民文化祭 など

(4) 通年事業

①通年事業の実施方針

事業バランスへの配慮

- ・ 日常的に訪れたいくなる雰囲気
 - ・ 分野・諸室ごとの事業と、機能間で連携する事業とをバランスよく実施しながら、いつも何かが行われている環境をつくれます。
- ・ 交流のきっかけづくり
 - ・ 鑑賞事業と普及・育成事業を掛け合わせるなど、複合型の事業を展開します。
 - ・ 事業区分や主な対象者等に偏りがないよう考慮します。
 - ・ 一緒に活動や情報交換ができる仲間とのつながりを生み出します。

時期に応じた事業展開

- ・ 季節催事の実施
 - ・ 季節に応じた催事や、年度ごとに特色ある事業を展開することで、市内外から人を呼び込み、まち全体のにぎわいにつなげます。

市民の発表・活躍の場

- ・ 市民活動を支える
 - ・ 市民の体験・学習の場であると同時に、日々の活動の成果を発表する機会を設けることで、多様な市民活動を支えます。
 - ・ 施設内の常設機能によって市民の暮らしをより豊かにします。
- ・ 「佐伯ならではの」市民参画・協働
 - ・ 事業運営を協力して担う人材の育成を図るなど、「佐伯ならではの」の共催事業を展開します。

②実施内容

通年事業の実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

佐伯市民万博 ～日常の積み重ねがスペシャルを生み出す～

1. アートプラザやホワイエ、大手前広場のようなフリースペースを活用し、思わず立ち寄りたくなるアートイベント等を継続して行います。
例) アートプラザでの市民制作アート展示
ホワイエを使ったロビーコンサート
広場で行うフリーマーケット など
2. 分野や事業区分を融合して参加者が協力し合えるイベントや、一緒に活動する仲間とのつながりを生む交流会等を実施します。
例) 周辺商店街や地元生産者と協力し、大手前広場で開催するマルシェ（参加・交流事業×地域・発信事業×にぎわい創出事業）
NPO 団体交流会 など
3. 佐伯の自然や文化に触れられる季節に応じた集いや体験会等を開催します。
例) 城山と連動したイルミネーションアート
さいき春まつりの時期に合わせた竹灯籠づくり体験
ほおずきやヒオウギ貝を用いた作品づくり教室 など
4. 市民の「みたい」「やってみたい」を実現する場として、鑑賞会や定期講座、発表会等を開催するほか、施設内には市民が運営に携わることのできる常設機能を設けます。
例) スタジオや食育活動支援室等で定期開催するカルチャーサロン
多目的ホールでのカルチャーサロン発表会
アートプラザにて本の持ち寄りによる市民図書館 など

3. 貸館事業計画

貸館事業については、施設利用の活性化がにぎわいの創出につながるものと捉え、一つの事業と位置づけて積極的に行います。

○地域交流を目的とする多様な事業を誘致することで、稼働率の向上を図ります。

○利用者が利用しやすい環境整備を行うことで、リピーター増加を目指します。

○専門スタッフの配置等による活動支援を行い、市民活動のレベルアップに寄与します。

○施設内の複数の機能にまたがった催事展開について助言するなど、利用者に本施設の更なる活用方法を提案します。

【想定される取組の例】

- ・ 利用者の要望を参考とした諸室備品の整備
- ・ 開館準備段階から作成する各種データベースを活用した、利用者への情報提供
- ・ 意見聴取会の実施等、利用者の声を積極的に取り入れた運営体制づくり
- ・ 施設の時間外利用など、利用者の希望に可能な限り応じられる柔軟な利用規則の運用

Ⅲ. 運営組織計画

1. 運営主体の検討

管理運営基本計画では、以下4つの基本的な考え方を策定しました。

市民参画と協働による運営

専門性を持った人材の起用、育成

まち全体と連携した運営

施設の一体的な管理運営

本施設が大手前開発基本計画によるところの「文化芸術の拠点」、「人々の交流の拠点」としての役割を果たし、市民と協働する体制を構築するためには、市自らが牽引役となり事業を推進することが重要です。そのため、本施設は開館後から当面の期間、市の直営による管理運営を行うものとします。

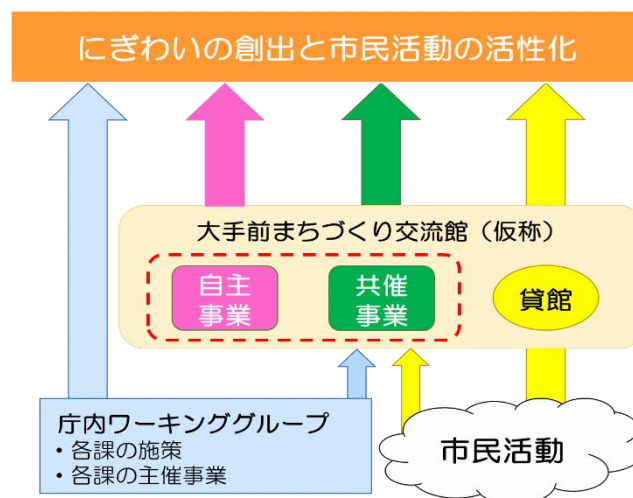
2. 組織体制の検討

(1) 組織体制の方針

開館前の段階から管理運営の検討を担当している大手前開発推進室が、開館後も継続して管理運営の中核を担います。同時に、庁内の食育や市民協働を担当するセクションが管理運営に加わることで、事業実施や市民参画の推進等、市の施策を十分に遂行できる体制を整える方針とします。

(2) 庁内ワーキンググループの設置

佐伯市各課が本施設を会場として行う主催事業の把握や、本施設の事業と各課の施策との関係の共有を目的として、庁内ワーキンググループを設置します。



(3) 組織体制の想定

組織は以下の体制を想定します。本組織は、新たな施設の管理運営を軌道に乗せる重要な役割を担います。中でも館長には、公共の複合文化施設ならではの専門的な知識や経験が求められるため、専門家（経験豊富な人材）を起用します。

また、館長や事業担当者が、地域に溶け込み既存事業の活性化や市民との協働が円滑に行えるよう、事業や管理運営について参画する市民組織との連携体制を整えます。

【組織体制の想定】

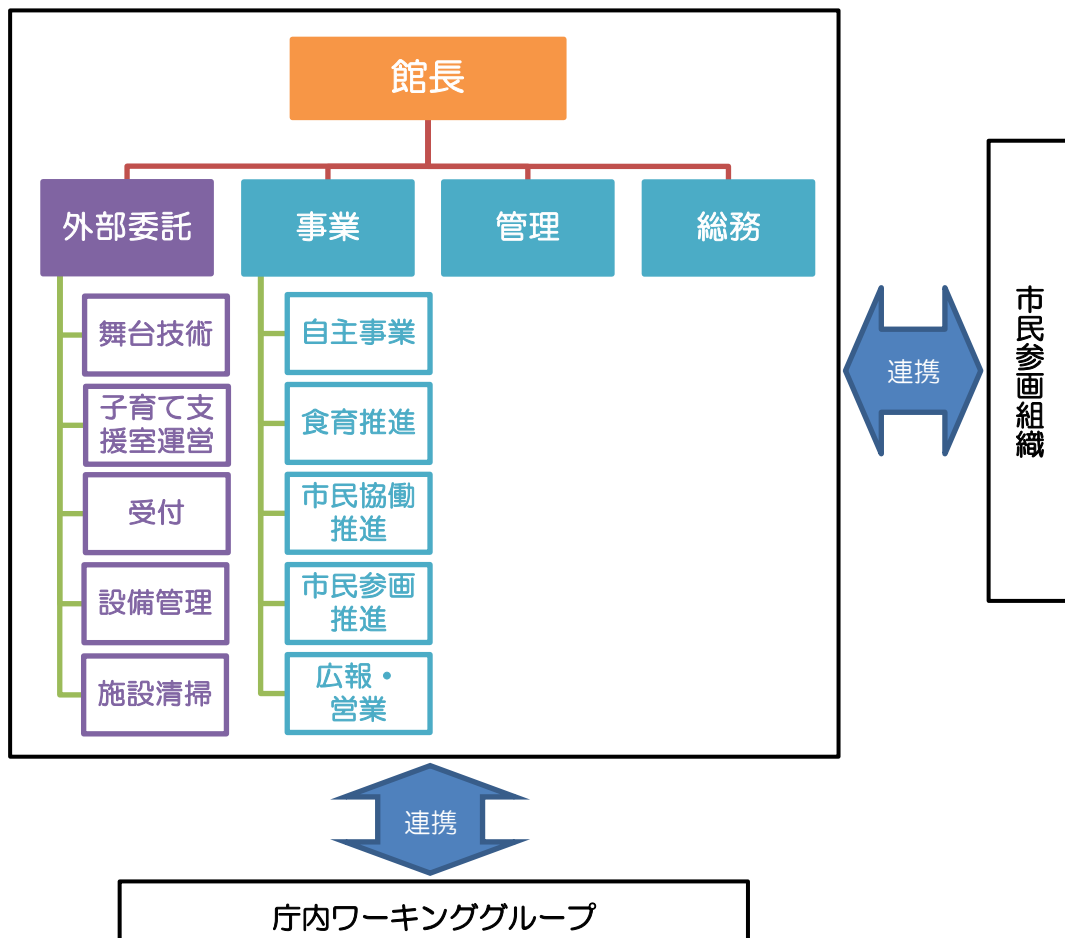
- 館長 1人 統括（複合施設運営に関するノウハウを持った専門家を起用）
- 事業担当5人 自主事業、食育推進、市民協働推進、市民参画の推進、広報・営業
- 管理担当3人 貸館対応、施設内簡易保守・点検
- 総務担当2人 経理、庶務

（以下、外部委託を想定）

◇舞台技術（音響・照明・舞台設備） ◇子育て支援室運営

◇受付（フロントスタッフ） ◇設備管理 ◇施設清掃 ※夜間警備は機械警備

【組織体制イメージ図】



3. 市民参画・協働の検討

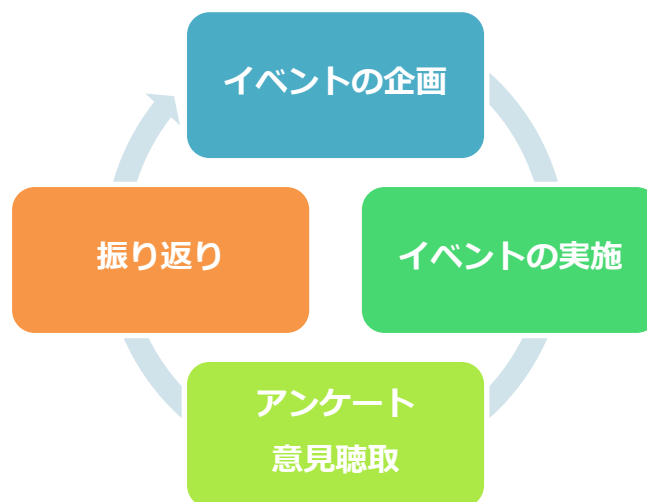
(1) 市民参画組織の検討

本施設に関係する様々な市民参加や市民活動が活発化するように、市民参画・協働による施設運営のあり方について検討します。

これまで佐伯市主導で行ってきた各種のプロジェクトの推進主体を市民に移行することで、市民主導のまちづくり・にぎわいづくりを創出します。本施設が市民の想いを実現する場となるよう、開館前から以下のステップに沿って、新しい市民参画・協働の形を目指します。

◇STEP 1

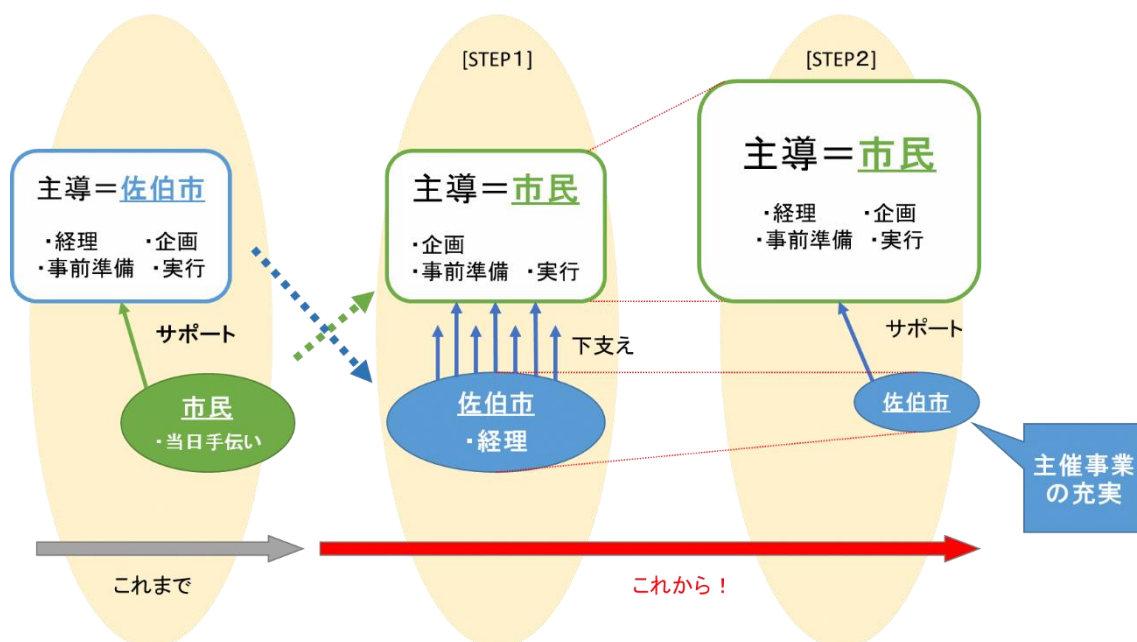
市民有志によってプレイベントを実施します。イベントについて広く告知し、参加者を増やすことで、交流館の活動について市民の興味関心を高めます。またイベント運営については、メンバーによる声掛けなどを通じ身近なところから協力者を増やしていきます。イベント後は振り返りを行い、次回開催時に活かすというサイクルをつくることで、開館へ向けた市民のレベルアップや気運の高まりを促します。



◇STEP 2

開館へ向けてプレイベントを繰り返す中で、市民有志内での役割分担を明確化し、バランスのとれた組織づくりを進めます。イベント運営についても、メンバーによる声掛けだけでなく、プレイベントへの参加者や活動への賛同者など市民全体から広く協力者を募ります。組織内の結びつきを強固にしながら、更に仲間の輪を広げていくことで、開館後に目指す市民参画組織の形へとつなげていきます。

[本施設が目指す市民参画・協働推進主体のかたち]



(2) 市民参画・協働による施設運営のイメージ

本施設開館前の市民参画組織を「わくわく大手前隊」、開館後の市民参画組織を「交流館応援隊（仮称）」として、施設運営のイメージを整理したものが、次ページの図となります。次の注意事項を中心に今後詳細を検討します。

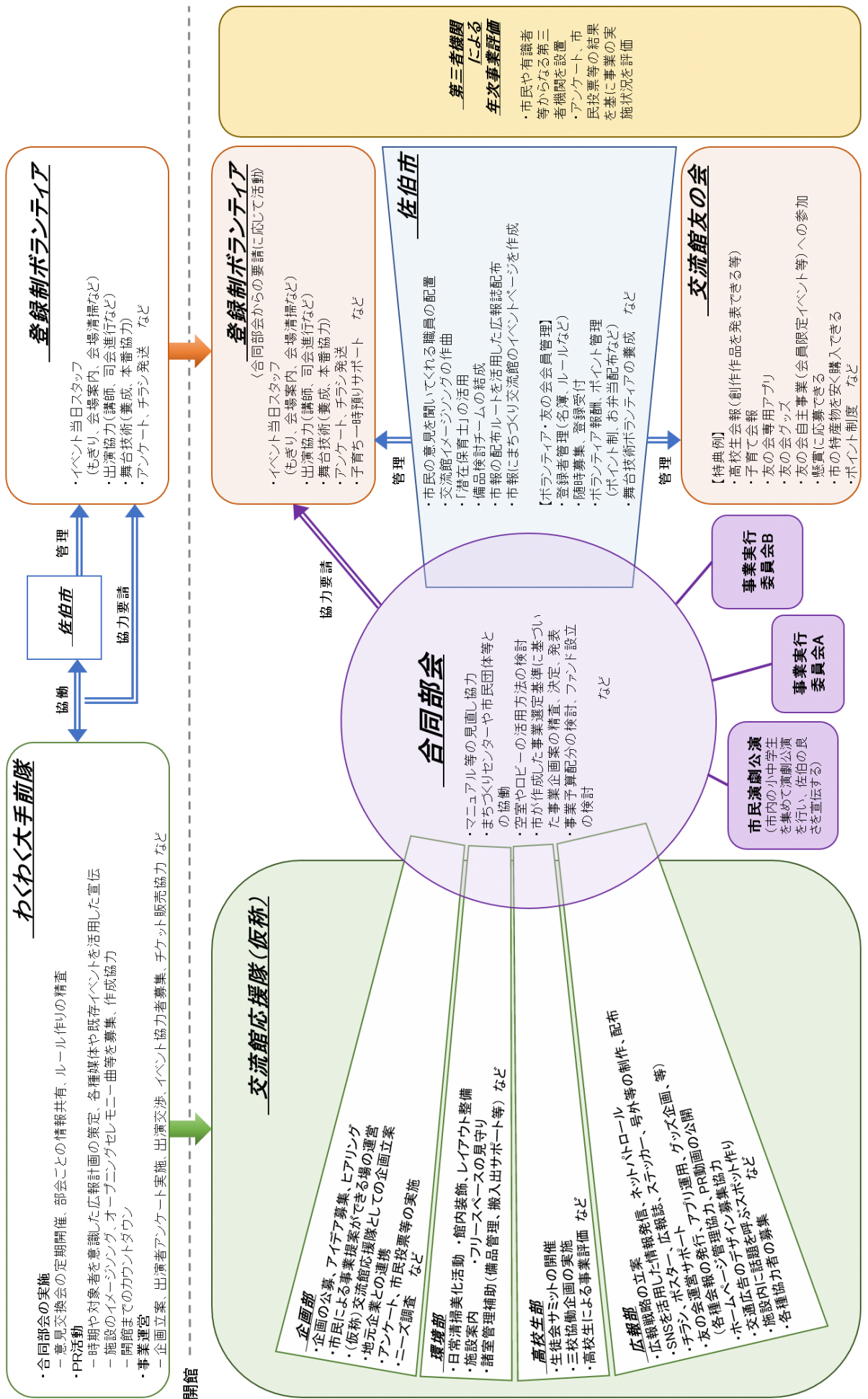
- 「わくわく大手前隊」及び「交流館応援隊（仮称）」は、原則高校生以上の市民で構成します。
- 合同部会は「交流館応援隊（仮称）」の各部代表者と佐伯市職員からなり、各部の情報共有・調整・協議・合意形成及び本施設全体の事業や運営方針についての検討を行います。
- 共催事業の実施に当たっては、プロジェクトごとに事業実行委員会を組織します。
- 登録制ボランティア及び交流館友の会は、登録者の個人情報保護の観点から、その管理を市が行うものとします。
- 年次事業評価は、施設や事業の運営に参画しない第三者機関により行います。
- 各部の名称や構成、業務分担等の詳細は引き続き検討します。

(3) 市民参加の促進制度

本施設でのボランティア活動への積極的な参加や、継続的な協力を得るための仕組みとして、有償ボランティア制度を検討します。

例) ボランティア参加者へポイントが付与され、ためたポイントを施設の使用料やチケット料金等に充てられるポイント制度 など

【市民参画・協働による組織体制のイメージ図】



IV. 施設運営計画

1. 実施方針

管理運営基本計画では、以下2つの基本的な考え方を策定しました。

利用者の利便性を優先した運営

市民に関かれた運営

本施設は複数の多様な機能からなる複合施設のため、館全体として上記の考え方を実践するには、各機能の性質や利用者のニーズに応じた細やかな利用規則が求められます。したがって、基本となる全館共通の規定と、個別に設定が必要な個別規定とに分け、施設ごとの最適な利用規則について以下のとおり整理します。

2. 利用規則

(1) 開館日

基本規定（全館共通）	
定期全館休館日は設けません。 ただし、安全管理を最優先事項とし、諸室ごとの休館日を保守点検等の必要に応じて設定します。全館での設備メンテナンスの必要が生じた場合等は、臨時の全館休館日を設けて対応します。	
個別規定	
子育て支援室	毎週1日、定期休館日を定めます。
大手前広場（仮称）	年中無休とします。

(2) 開館時間

基本規定（全館共通）	
共用部：8時30分～22時30分 諸室：9時00分～22時00分 ただし、協議の上で時間外利用を可能とする例外規定を設けます。	
個別規定	
子育て支援室	フリースペースは、9時00分～17時00分で検討します。 ただし、子どもの一時預りは施設内で行われる事業に合わせて利用できるよう調整します。
大手前広場（仮称）	24時間入場可能とします。 ただし、専用利用時の貸出時間は早朝・夜間の周辺への影響を考慮して決定します。

(3) 利用時間区分・連続利用日数

基本規定（全館共通）	
1 時間単位の時間貸しとします。 連続利用は原則 5 日までとしますが、運営主体の裁量で調整可能とします。	
個別規定	
多目的ホール(大・小)	午前： 9 時 00 分～12 時 00 分 午後： 13 時 00 分～17 時 00 分 夜間： 18 時 00 分～22 時 00 分 以上の 3 区分制とします。 連続した区分を利用する場合は、区分間も利用可能とします。
大手前広場（仮称）	専用利用は 1 日単位とする方針で検討します。

(4) 利用申込み

基本規定（全館共通）	
利用しようとする日の属する月の 6 か月前の月の初日から受付けます。 申込み開始時期の異なる施設を併用する場合には、申込み開始が早い施設と同時に受付けを開始します。 市・県の主催事業や、一定規模以上の大会等、催事の規模や内容によっては、通常の申込み期間より前に受付けを行えるよう検討します。	
個別規定	
多目的ホール(大・小)	利用しようとする日の属する月の 1 年前の月の初日から受付けます。
楽屋 1～8	多目的ホールの利用がない場合に限り、単独でも貸出を行います。申込み開始は多目的ホールの申込み締切後となるよう調整します。
子育て支援室	フリースペース開室時間内の一時預りの申込み期間は、1 週間前～3 日前までの間で検討します。それ以外の時間帯に一時預りを希望する場合の申込み時期についても、引き続き検討を行います。
大手前広場（仮称）	専用利用しようとする日の属する月の 1 年前の月の初日から受付けます。

(5) 申込み方法

基本規定（全館共通）
窓口、電話での申込みを受付けます。 ただし、窓口以外からの申込みは仮予約とし、有効期間内に使用料の納付をもって予約確定とします。 インターネットからは空き状況を閲覧できるシステムを導入しますが、インターネットによる利用申込みについては引き続き検討します。 また、利用者登録方法が利用者にとって簡便なものとなるよう検討します。

(6) 利用者の決定

基本規定（全館共通）
先着順とします。 ただし、開館後の利用状況により、抽選等の導入を検討します。

(7) 構内ルール

公序良俗に反する行為の禁止等を規定するほか、特定の行為について以下のとおりとします。

① 飲食・飲酒

基本規定（全館共通）	
構内は飲食可能とします。 ただし、飲酒に関しては、イベント等で必要な場合に限り、別途申請を行うことで可能とします。 その他、開館後の利用状況によって随時ルールの設定や注意喚起を行います。	
個別規定	
多目的ホール(大・小)	平土間形式での利用時のみ、飲食可能とする方針で検討します。
子育て支援室	原則飲食禁止の方針で検討します。

② 喫煙

基本規定（全館共通）
構内は原則全面禁煙とします。

③ 屋外施設の利用

個別規定	
大手前広場（仮称）	芝生に損傷を与える調理行為等は禁止します。 火器の使用は、管理者が認める専用利用時のみ可能とします。 ペットの同伴を可能とします。

(8) その他

基本規定（全館共通）	
○市民活動の情報発信・情報入手	図書・情報施設や市民協働センター、共用部の活用方法を中心に、市民活動に寄与する情報の提供の仕方、共有の仕方として望ましいあり方を検討します。
○市民の意見を取り入れる体制づくり	本施設は市民参画・協働による運営を目指しています。そのため、開館後も事業計画や運営方針に市民意見を積極的に取り入れる柔軟な体制をつくりま

3. 施設使用料

(1) 使用料を徴収する施設

施設名	備考
共用部 (アートプラザ、ホワイエ等)	床の一部を専用利用する場合のみ、使用料を徴収します。 ホワイエは、大ホールから独立して利用する場合のみ別途使用料を徴収します。
多目的ホール（大・小）	一階席のみ使用する場合など、客席の使用範囲に応じた金額設定について引き続き検討します。
楽屋1～8	多目的ホールの利用がない場合に限り、単独でも貸出可能とします。
市民交流室 (スタジオ、会議室、実習室、和室)	1時間単位の貸出しとします。
食育活動支援室 (キッチンコート、準備室、セミナーコート)	キッチンコートは、全室、半室、調理台1台ごとの貸出とします。 利用者同士の同意があれば、複数利用者が相席のように設備を共用できる仕組みを検討します。
市民協働センター (会議室、交流センター)	交流センターは、専用もしくはそれに準ずる利用の場合のみ申込みを必要とします。その際、使用料を徴収するかは引き続き検討します。
大手前広場（仮称）	全部または一部を専用利用する場合のみ、使用料を徴収します。
※子育て支援室	子どもの一時預りは有料サービスとします。

※子育て支援室は貸出施設ではないため、使用料の設定はありません。

(2) 施設使用料の設定

受益者負担の考え方を基本とします。ただし、市民が利用しやすい金額設定となるよう、近隣類似施設との比較を行いながら、複合的な観点から決定します。

以下に主な方針を示します。

【全館共通】

項目	考え方
冷暖房使用料	貸館時期に偏りが生じ、使用料が複雑になるため、冷暖房使用料は基本使用料に含むこととし、年間一律の使用料設定とします。
時間外延長	基本時間外の利用には、割増しの金額を設定します。
物品販売	物品販売手数料を設定する方針で検討します。
営利目的の利用	営利の定義・判別が困難であることから、区別しません。
佐伯市民の利用と佐伯市民以外利用	区別しません。
設備・備品使用料	利用しやすい金額設定とし、貸出時間区分は引き続き検討します。

【多目的ホール（大・小）】

項目	考え方
使用料区分	午前、午後、夜間、午前＋午後、午後＋夜間、全日の6パターンとします。
平日利用と土日祝日利用	土日祝日の利用は割増しの利用料金とすることで、平日に利用しやすい使用料体系とします。
入場料を徴収する場合	割増しの使用料とします。入場料の金額区分による割増率を設定するかについては引き続き検討します。
仕込み・撤収、リハーサル利用	通常金額より割引の金額を設定します。
ホールでの本番を伴わない練習利用	通常金額より割引の金額を設定します。

(3) 減免・優遇措置

画一的な減免・優遇措置は行わないものとします。ただし、教育機関や本施設の管理運営に参画する団体による活動等に対しては、例外を設ける方針で検討を行います。

(4) ポイント制度等、利用・来館促進に向けた取組

施設利用者に対する駐車場の割引サービスや、ボランティア参加者及び来館者を対象としたポイント制度など、利用・来館を促進する仕組みの導入を検討します。

V. 施設維持管理計画

1. 実施方針

管理運営基本計画では、以下の基本的な考え方を策定しました。

「予防保全」による計画的な保守・修繕

「利用者の安全」「ランニングコスト縮減」「設備・備品の長寿命化」の3つの視点から、予防保全による保守修繕計画を立案し、維持管理を行います。

2. 施設管理

(1) 日常の取組

日々の点検履歴、定期点検履歴、改修・更新履歴を適切に記録・保存します。それにより、将来的な劣化・損傷予測の実効性を高めるよう取り組みます。

(2) 建築や一般設備の管理・保守

日常の設備運転においては省エネルギーを意識した運用を図りますが、館内が快適な空間となり、気軽に立ち寄りたくなる環境となるように配慮します。

点検においては、予防保全・予知保全の考え方に沿った各種点検及び職員による日常のチェックを行うことで、適切な更新・改修を行い、運営に支障のないようにします。

(3) 舞台設備及び備品の管理・保守

舞台管理担当の職員による日常点検・定期点検を行い、簡易な修繕を適切に行うことで設備のスペックや使用状況に合わせた安全性を確保します。

出演者、関係者、観客の安全確保は大前提として、作品の演出効果への支障が出ないよう、故障・劣化等による使用不能状態を生じさせることのない運用を行います。

(4) 施設衛生の管理

清掃については、巡回清掃、定期清掃等により常に美観維持に努めます。環境衛生については、各種法令（建築基準法、建築基準法施行令、下水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）に従い、水質や空気環境を適切に管理します。

3. 安全管理

(1) 安全管理への取組

本施設には、出演者、観客、施設利用者など様々な方が来館されます。安全に安心して施設をご利用いただけるよう、施設全体を適切に管理し、危険を感じる事象がないか常に気を配り、危険予知に関する意見提起がなされた場合には速やかに検討し、対策を講じるものとします。

また、ホール利用時には、本施設の担当者が事前打合わせにおいて、仕込みや撤去を含めたスケジュール、人員体制、持込機材の安全性等において問題がないかを確認し、必要に応じて指導します。また、舞台技術担当者と舞台進行や人員体制、搬入出や設営等における安全確保策などについて話し合い、共通認識を持って舞台運営に当たります。利用当日においても、随時確認を行い、安全管理上の不備がないか、打合わせどおり進行しているかを管理します。

4. 非常事態への危機管理

本施設のように多くの人が集まる場所では、けが、急病、事件、事故などの非常事態が起こりうる可能性も高まります。また、災害時の観客や来館者の避難誘導に加え、30年以内に70%~80%の確率で発生が予想されている南海トラフ大地震等の自然災害等の発生時においては、館外から避難する人の対応も必要となります。

こういった多様な非常事態に対して、具体的な方策を検討してまとめ、職員への周知徹底を図ります。

(1) 危機管理マニュアルの整備

けが・急病などの事態、暴力などの事件、館内外での事故・火災、自然災害等、それぞれ想定されるケースごとに具体的な取組を定めた危機管理マニュアルを整備します。

(2) 危機管理マニュアルに合わせた教育・訓練の実施

危機管理マニュアルを整備した後、マニュアルの内容に関して職員と共通理解を図るための研修を行います。また、それぞれの事態を想定した訓練（避難訓練コンサート等）を実際に行うことで、マニュアルに対する共通理解と実効性を高めます。

5. 中長期修繕計画

(1) 中長期にわたる修繕計画の立案

必要な経費を予測して平準化を図ること、常に安全を維持すること、長寿命化を図ることを目的とした中長期的な施設保全計画を立て、計画的な修繕を立案します。

(2) 備品・設備の中長期修繕計画

耐用年数、更新時期、更新費用等を調査・検討するなどして機器ごとに改修・更新の考え方を示します。

また、舞台設備をはじめとする機器の革新を反映し、変わりゆく利用者のニーズに対応していくために、現在ある設備水準の維持という意味での修繕だけでなく、機能改善、機能変更を含めた改修を行っていくことも視野に入れた計画を策定します。

(3) 施設の改修計画

開館から 10～15 年を目安に、中規模改修や大規模改修の必要性が発生することが考えられるため、施設の改修調査や改修設計を計画して施設の長寿命化を図ります。

VI. 収支計画

1. 実施方針

管理運営基本計画では、以下の基本的な考え方を策定しました。

積極的な広報活動による収入の確保

助成金等の外部資金の積極的な活用

市の負担が、投資と捉えられるような運営

文化芸術活動等を通じて市民の心の充足や交流を促し、にぎわいのあるまちづくりに寄与することが本施設に求められているということを踏まえ、費用対効果の高い運営を目指し、外部資金についても自主事業財源として積極的に活用します。

また、貸館収入を重要な財源の一つと捉え、地域の文化力の向上や市民活動の活発化、積極的な広報活動により、施設稼働率を上げ収入を確保します。

文化芸術、情報発信の拠点、人々の交流の拠点としての機能を適正に維持していくために必要な経費の確保に努め、より多くの市民に利用、参加していただくための取組を推進し、質の高い運営を行います。

2. 収入の想定

(1) 貸館事業収入

貸館事業に伴う貸館収入額（使用料収入、附属施設使用料収入）については、今後使用料を検討する中で想定を算出し、検討していきます。

(2) 自主事業収入・助成金収入

自主事業収入の算出に当たっては、事業内容の詳細が未定であることから助成金等の算出はできませんが、他の類似規模の施設の実績から推察すると、自主事業費に対して50%程度と想定されます。

3. 事業費の想定

公立文化施設の役割として、市民活動に寄与する自主事業に積極的に取り組むことが期待されています。

そのため、収益率に関わらず、佐伯市の将来に向けた人づくり・まちづくりへの投資と捉え、より多くの市民に参加していただくための取組を推進します。

また、市の費用負担のみに依存することなく、各種助成金や、民間企業等からの寄附金等を事業活動に充てられるよう、外部資金調達を積極的に行うことを検討します。

自主事業の年間総支出額は、同財政力規模・同人口規模市からみた目標値として3,000万円を想定しています。

4. 維持管理費の想定

公立文化施設では、施設運営・維持管理に多額の費用が掛かる一方で、市民の利用しやすい使用料等に配慮する必要があることから、支出額と同等の収入を得ることはできません。効率的な運営を行うことで経費削減に努め、長期的な展望を持って施設運営を維持できるように努めます。

(千円)

支出項目	細目	内 容	概算金額
管理費	建築物保守管理		1,000
	設備法定点検費	受水槽、消防設備、電気設備、等	3,600
	設備維持管理費	保守・点検（空調設備、給排水設備、エレベーター、備品、移動観覧席、舞台機構、舞台音響、舞台照明、その他設備）、衛生管理費、等	17,240
	警備費		1,200
	清掃費		10,000
光熱水費		電気、水道、ガス	31,800
事務費		通信費、印刷費、消耗品費、等	3,200
委託費		舞台技術、受付、等	36,100
大手前広場（仮称）管理費		電気、水道、植栽管理、等	1,380
合 計			105,520

※当面は市の直営とすることから、人件費は支出項目に含んでいません。

※修繕費や改修費は年度ごとに変動するため、維持管理費の項目に含んでいません。

VII. 広報宣伝計画

1. 広報宣伝の検討

(1) 実施方針

管理運営基本計画では、以下 3 つの基本的な考え方を策定しました。

様々な媒体を活用したPR

複合施設への関心を高め、利用意欲を喚起

市民参加による情報発信

これらを踏まえ、情報誌・機関誌の発行やウェブサイトなどにより、施設の情報を広く発信することで、市内外の多くの人々へ施設や事業について周知し、市民活動の意欲を高めるとともに、来館・利用意欲も高めていきます。

また、市民参画の特性を活かして、市民同士が知り合いや周辺地域の住民を誘い込むように口コミやSNSによる情報拡散を展開することで、認知度の向上を目指します。

(2) 具体的な方策

①市民参加の促進

インターネットを有効に活用することで、市民が気軽に協力できる SNS や口コミでの最新情報拡散を促します。また、市民同士のつながりによって、情報を伝えるだけでなくそこに交流を生み出し、更なる仲間の獲得につなげます。

例) 市民によるウェブサイトの更新や情報誌・機関誌の発行

公式 SNS や公式ハッシュタグを作成し、市民が情報拡散 など

②各所との連携

情報発信には、様々な関係者の協力が効果的です。本施設からの発信による広報だけでなく、周囲へも連携を働きかけることで、より広い範囲への情報拡散を目指します。

例) 佐伯市出身の著名人やイベント出演者等にも PR への協力を依頼

市内企業や周辺文化施設と相互連携した広告の展開 など

③グッズやテーマソング等の活用

交流館の存在や取組をより目立たせ、皆に親しまれる施設となるために、市民の意見を反映させたグッズやテーマソング等の作成を検討します。各作品は施設完成後もあらゆる広報宣伝に活用し、市民への定着を図ります。

例) 身近な人へ配布したくなるステッカーの作成

開館記念セレモニー曲の作成 など

2. 愛称、ロゴタイプの募集

施設に対して愛着・親近感を持ってもらうとともに、知名度向上を目指し、施設愛称を一般公募等により付与します。その際、複合施設名称だけではなく、多目的ホール（大）・多目的ホール（小）・各施設についても愛称付与の対象とすることを検討します。

また、合わせてロゴタイプも作成します。ロゴタイプの作成にはデザインの専門的な知識も必要となることから、選定の過程で市民、専門家両者の意見を取り入れることを検討します。

Ⅷ. 事業評価

1. 実施方針

中長期的な視点による評価

- ・短期間では効果や結果が現れにくいまちづくりや文化の性質を踏まえ、「来場者数」や「施設の稼働率」といった定量的な評価だけではなく、「市民の満足度」や「施設設置目的に対する達成度」といった定性的な観点からも評価を行うことで、中長期的な視点に立った評価を実施します。

多角的な評価

- ・市による評価だけでなく、市民や有識者等からなる第三者機関を設置して評価を実施します。
- ・交流館応援隊（仮称）と協働して市民アンケートや市民投票を実施し、広く意見を収集します。

本施設は市民参画・協働を推進することから、それが一部の市民のためのものではなく、全佐伯市民に貢献するものである必要があります。そのため、中長期的・多角的な視点に立った事業・運営に対する評価の方法を今後検討していきます。